

# 重要事項説明書

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 池修会
- (2) 法人所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
- (3) 電話番号 0968-69-2018
- (4) 代表者氏名 理事長 大西 祐子
- (5) 設立年月 平成 8 年 3 月 12 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・平成 11 年 12 月 9 日指定  
熊本県第 4372400368 号

### (2) 事業の目的

この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 月華苑居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
- (5) 電話番号 0968-69-2018
- (6) 事業所長氏名 大西 祐子  
管理者氏名 境 小 織
- (7) 当事業所の運営方針

- ① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

- (8) 開設年月 平成 11 年 12 月 9 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長洲町・荒尾市・玉名市
- (2) 営業日及び営業時間

|         |            |
|---------|------------|
| 営 業 日   | 月 ～ 金      |
| 営 業 時 間 | 9 時～18 時 ※ |
| 休 日     | 土・日 ※      |

※ ただし、電話等により 24 時間常時受付や担当者と連絡調整等が可能な状態とする。

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 常 勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
|------------|-----|-----|------|------|-------|
| 1. 事業所長    | 1 名 |     |      | 1 名  |       |
| 2. 管理者     | 1 名 |     |      | 1 名  |       |
| 3. 介護支援専門員 | 3 名 |     |      | 1 名  |       |

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週 40 時間)で除した数です。

(例) 週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、  
1 名(8 時間×5 名÷40 時間＝1 名)となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

### (1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～6条、第8条参照)

〈サービスの内容〉

#### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関して複数事業所の紹介を行いサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はその家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。



③ 介護支援専門員は、ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

#### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 作成した居宅サービス計画の原案をご契約者及びその家族等、交付いたします。
- ・ 最低1ヶ月に1回の訪問を行ない、サービス提供の状況把握と確認を行ないご契約者及びその家族等の状況把握に努めます。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整やモニタリング・サービス担当者会議を実施し、ご契約者及びその家族等のニーズにそった居宅介護支援を行ないます。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金の給付を受領することが出来ない場合は、サービス利用料金が発生します。

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

(1) 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員

① 苦情解決責任者 施設長 大西 祐子

② 苦情受付担当者 管理者 境 小 織【連絡先 0968-69-2018】

③ 第三者委員 当法人 監事 島 田 謙 三【連絡先 0968-74-0160】

〃 平 島 敬 介【連絡先 0968-73-8314】

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に苦情を申し出ることも出来ます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) その他の苦情受付窓口について

事業者との話し合いで解決できない苦情または直接事業者話しにくい苦情は下記の窓口でも受け付けています。

|                                  |                                                                |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 長洲町役場                            | 所在地 熊本県玉名郡長洲町長洲 2766<br>電話番号 0968-78-3111(代) 受付時間 9時～17時       |
| 熊本県福祉サービス適正化委員会<br>(熊本県社会福祉協議会内) | 所在地 熊本県熊本市南千反畑町 3-7<br>電話番号 096-324-5471 受付時間 9時～17時           |
| 国民健康保険団体連合会                      | 所在地 熊本県熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号<br>電話番号 096-365-0811(代) 受付時間 9時～17時 |